

保団連九州ブロック



九州各県から27人が参加した懇談会（福岡市内）

九州厚生局と指導問題等で懇談

高点数理由の指導見直しを求める

1月19日（木）、保団連九州ブロック協議会（以下「九州ブロック」と）と九州厚生局（以下「厚生局」）との懇談が行われた。この懇談は指導等に関し、率直な意見交換を行う場として開催されており、今回で14回目を迎えた。

厚生局からは、坪井俊宣管理課課長、増岡寿上席医療指導監視監査官、西原等医療課課長補佐の3名が出席し、九州ブロックからは役員・事務局27人（本会からは浦・黒木

副会長と事務局）が出席した。冒頭、坪井管理課課長より、「我々は、保険医の皆様方に保険診療の制度等を正しく理解していただき、適切な保険診療にあたつていただくため、様々な機会を通じた取り組みに努めている。この懇談会もその一助にさればと思っているので、ぜひご理解とご協力をお願いしたい」と挨拶がなればと思つてゐるので、この懇談会もその一助にさればと思つてゐるので、ぜひご理解とご協力をお願いしたい」と挨拶があつた。なお、過去2回

同様、今回も新型コロナウイルス感染症の影響で個別指導が延期された場合、当初の日程とは別に新たに日程を設けて実施しているのか。

懇談に際し、九州ブロック提出

ロックから事前に以下の質問6項目と要望事項を文書で提出した。(1)平成7年12月22日厚生省通知に基づき、直近の「高点数による個別指導」の結果が「概ね妥当」かつ妥

当適切な状態が継続していると認められるもの、又は「経過観察」でその後改善が図られていると認められる保険医療機関については、次回の「高点数による個別指導」の実施が可能か。

また、個別指導の延期ではなく、指導時間の短縮等で実施いただけないか。

(2)自院のレセプト1件当たりの平均点数や医科の類型区分の確認に係る九州各県事務所への照会状況(件数等)はいかがか。

(3)2022年4月診療報酬改定において鹿児島県では5月に入つても施設基準届出受理通知書が届かず、4月分の診療報酬請求に支障が生じた事例について、確認の結果、貴重な事例も一定数ある

厚生局からは、(1)現時点では、妥当適切な状態が継続していると認められる、又はその後改善が図られていると認めたことについての、「判断基準」がないため、

これは適用した選定は難易度が高いことについての、「判断基準」がないため、

請求に支障が生じた事例についての認識と今後の対応についてはいかがか、

中明らかに指摘事項の改善が認められない場合などは、改めて指導の必要性があることをあり得る。

その判断は個別の状況を総合的に勘案することとなる。(2)各県事務所等へ

実施する事例もある。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施が遅れている個別指導については、関係団体

の質問や要望を踏まえてざつとくばらんに意見交換を行つた。懇談の質疑応答や意見交換の内容の詳細は本紙4頁に掲載しているのでご確認いただきたい。